

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○富岡委員長 次に、尾辻かな子君。

○尾辻委員 おはようございます。立憲民主党・無所属フォーラムの尾辻かな子です。

きょうは健康保険法の改正法案ということですが、審議に行く前に一つ確認をしておきたいことがありますので、お聞きします。

年金事務所長のツイッターへの不適切な書き込みの対応についてということでお聞きしたいと思うんですが、日本年金機構の年金事務所長が匿名で、属国根性のひきような民族とか、在日一掃、新規入国拒否などとインターネットのツイッター上でつぶやいていたということで、これは報道でも明らかになっております。

匿名性のもと、外国人を差別する内容で、本当にこれは看過しがたい行為だと思っております。年金事務所長という、個人情報もとれる、取り扱うことができる責任者がこのような人種差別的な行為をして投稿をしていたことというのは、本当に、日本に住む市民にとって、外国人住民にと

っても非常に脅威となる出来事だと思えます。まず、この件についてどのように対応されたのか、お聞かせください。

○高橋政府参考人 年金事務所の所長が個人のツイッターで極めて不適切な発信をしていたということ、国民の信用を失うものでございまして、極めて不適切、まことに申しわけないと考えてございます。

本件につきましては、日本年金機構におきまして三月二十四日日曜日の朝に本人から報告を受け、その後、直ちに機構の理事長から私にも連絡がございました。すぐ対応を協議いたしました。翌日、三月二十五日月曜日の朝に速やかに前所長を解任したところでございます。また、同日、全職員に對しまして、綱紀肅正、ツイッター等の利用、SNSの利用につきまして、綱紀肅正に関する注意喚起の通知をしたところでございます。

また、本人が個人情報を不正に利用していないことにつきましては機構におきまして現時点で確認しておりますが、引き続き調査の上、必要な厳正な対処を行うこととさせていただきます。

○尾辻委員 これは信用失墜行為だと思うんですが、そういう認識はありますか。

○高橋政府参考人 まさに信用失墜行為でございます。まして、機構の就業規則におきましても、機構の内外を問わず、ソーシャルメディアの不適切な利用及びその他の不適切、不正、不義の行為によって機構の体面を傷つけ、機構の名誉を汚し、あるいは信用を失墜させる行為をしないこと、こういうふうになってございます。

また、勤務時間中に行っていましたということもありまして、職務専念義務の点でも問題があるというふうに考えてございます。

○尾辻委員 ということは、いつまでに調査を終えて処分をするということではないんでしょうか。今後のことを教えてください。

○高橋政府参考人 これにつきましては、近々にも厳正な対処をして、処分を機構の方で行うということとさせていただきます。

○尾辻委員 これは個人の所長がやったということなのか、それとも、組織的にこういう発言をしてもいいんだという雰囲気があるのか。これから議論の中でもまた年金の話も出てきます。その職員が、私も消されたツイッターの内容を見ましたけれども、本当にひどいです。こういうことは、個人の処分だけで終わらないようにしていただきたいと思うんですね。例えば、ほかの職員や年金事務所の方々に對して何か研修とかを今後される予定はあるんでしょうか。

○高橋政府参考人 ソーシャルメディアの利用につきましては、機構におきまして、これまで情報セキュリティ研修等々で、業務関連のものにつきましても発信はしないですとか、業務外のもの、個人のものであっても取扱いに注意する、こういうことを研修等でもしてきたわけでございますが、今般、改めて全職員宛てに機構におきまして通知をするともに、今後の研修等で徹底をしてまいりたいと考えてございます。

○尾辻委員 二度と同じようなことが起こらないようにしていただきたいと思えます。

さらに、続けて、厚労省の職員の方のお話を聞きたいと思うんですが、もう新聞報道でもありませんとおり、申請許可を受けていない状態で韓国に渡航された。その前、前の週にはタイにも行っておられたということでありませけれども、それも問題だと思いますし、逮捕されていたということはこの厚生労働委員会の理事会においてしか言わなかった、求めに応じてしか言わなかったということ、これもまた非常に問題だと思います。

ただ、今回、私が問題にしたいのは、韓国の空港の中で、お酒を飲んだ上で、英語で韓国人は嫌いだと、これは報道でそういうふうに言われているけれども、英語で言いながら、航空会社の職員に暴行したということでありまして、なぜこのようなことが起こっているんでしょうか。

○定塚政府参考人 お答え申し上げます。

今回の前賃金課長の件につきましては、極めて遺憾でございます。三月二十日付で直ちに大臣官房付に異動させる人事を行ったところでございます。

本件についてでございますが、前賃金課長は、業務外の私的旅行で韓国に渡航中の三月十九日、ソウルの金浦空港において大韓航空職員に暴行をしたということで、警察に拘束、逮捕されたということでございます。

また、三月十七日夕方には前課長が日本航空職員との間でトラブルを起こしたということも確認をいたしております。

厚生労働省といたしましては、課長の職務を継続させることは困難と判断して官房付に異動させ

たところでございます。

また、事実関係につきましては、この事件の発覚直後に労働基準局の課長を現地に派遣いたしまして調査も行っておりますが、引き続き、事実関係について現在調査中でございます。事実関係をしっかりと把握した上で厳正に対処する方針でございます。

○尾辻委員 この方についてはいろいろ経緯があったというのは聞いていますけれども、そのことと、こういうヘイトスピーチや、その国においてその国の人たちが嫌いだと言うようなことは別の話だと思っております。

ちよつと新聞報道で見ると、大韓航空の労働組合が謝罪を要求して、賠償も要求するということがありますが、これは厚生労働省の方にも届いておりますか。

○定塚政府参考人 お答え申し上げます。

大韓航空の労働組合からは、本人に対して謝罪と賠償を求めるといふ文書を出されているところでございます。これについては厚生労働省にも届いているところでございます。

○尾辻委員 それは厚生労働省に届いているということなので、厚生労働省としては本人に謝罪させるということになるわけですか。

○定塚政府参考人 この大韓航空労働組合から届いている文書の中でも、本人個人に対して謝罪と賠償を求めるといふ内容になっておりまして、そのような対応を求めているものと理解しております。

○尾辻委員 これは外交問題にもなる出来事だと

思います。

ヘイトスピーチというのは、相手を傷つけるだけではなくて、そういうことを言ってもいいんだということ、更に扇動していくわけですね。あつ、こういうことを言っているんだ、もつとあおちやつてもいいんだということで、非常にこれは社会を不安に陥れます。これも、個人の問題では私はないと思っております。

ここは大臣にお聞きしたいんですけども、年金事務所長そしてこの厚労省の職員と、特に一番身近な隣国に対して差別的な発言や投稿が続いているわけなんです。これは本当に個人の問題なのか。やはり組織として、ヘイトスピーチをこれ以上広げないために、私は、全庁的な取組が必要だと思えます。

今後、どのように大臣として防止策や対策をとられるのか、お聞きしたいと思います。

○根本国務大臣 厚生労働省の職員などが不適切な行為、発言などをしたことについて、これは極めて遺憾です。

年金事務所の所長が個人のツイッターで不適切な発言をしていた件については、既に日本年金機構において綱紀粛正に関する注意喚起を全職員に対して行ったと承知しております。

厚生労働省としても、日本年金機構において実効性のある再発防止策が構築されているかなど、しっかりと指導監督してまいります。

そして、厚生労働省の元課長の件については、事実関係をしっかりと把握し、厳正に対処する方針であります。

厚生労働省職員は、業務外の私的行為であったとしても、国民の疑惑や不信を招くような行為を厳に慎むべきであり、今般の事案も踏まえ、今後、綱紀粛正を通知等により改めて徹底するようにしたいと考えています。

○尾辻委員 大臣、これは遺憾の言葉だけでいいんですか。そのヘイトスピーチをした方々に対して、また、それで恐怖を感じた方々に対して、極めて遺憾ですという言葉だけでいいのか。そして、綱紀粛正ということだけでいいのか。私は足りないと思います。もう一度お答えください。

○根本国務大臣 業務外の私的行為であったとしても、国民の疑惑や不信を招くような行為、これは私は厳に慎むべきだと思います。そして、今般の事案も踏まえ、今後、綱紀粛正を通知するなどによって改めて徹底するようにしたいと考えています。

○尾辻委員 私は、大臣であれば、差別は許されないとかそういうことを言っていた良かったかなどと思うんですが、同じことを繰り返されたので、これは非常に残念だと思います。

これから、四月一日には新しい在留資格、特定技能の方々も来られるわけです。労働とか健康保険とか年金とかの窓口にも来られるわけです。そういう人々たちをこれから厚生労働省はしっかりとサポートしなければいけないのに、こういうことが立て続けに起こっているというのは一体どういうことなのか、大臣はもっと危機感を持っていただきたいと思います。

それでは法案の方に行きたいんですけども、

吉田委員からもありましたとおり、これは束ね法案で出てきているんですね。一体何束ねているんでしょうか。

○榊見政府参考人 お答え申し上げます。

この法案におきまして、本則で改正する法案は八本でございます。

○尾辻委員 八本もの法律を束ねられては、やはりなかなか論点が深まらないわけです。ですので、こういう出し方は本当はやめていただきたいと思えます。きつちり、いろいろ論点があるのに、八本も束ねられたら、こっちだつてなかなかできないわけです。ですので、こういう出し方は本当は制限をしていくべきだと思います。

今回、健康保険法の改正なんですけれども、先にもちよつと、外国人の受入れ・共生のための総合的対応策の方からお聞きしていきたいと思えます。これは本当に受入れ・共生のための総合的対応策なのかということをお聞きしたいですね。何か締めつけている、調査する、水際で何とかするみたいな、そういう趣旨のものが多様な気がしています。

まず一つが、国民健康保険について、在留資格の本来活動を行っていない可能性があると考えられる場合に市町村が入国管理局に通知する枠組みについて、前回、去年は試行的だったんですけれども、通知対象を拡大するというところで、ことしの一月十七日付で、保険局国民健康保険課長名において、在留外国人の国民健康保険適用の不適正事案に関する通知制度の運用についてという文書が出されております。私は試行的運用のときから

ずっとこれを質問してきましたんですけども、これが本当に外国人との共生の政策なのかという気がします。

なぜこのような通知制度をする必要があるのか、立法事実があるのか、まずお聞かせください。

○榊見政府参考人 通知制度でございますけれども、この通知制度につきましては、国民健康保険制度は、国内に住所を有する人を適用対象としておつて、外国人についても、適正な在留資格を持って住所を有しておれば原則として国保の被保険者になるという制度でございます。

ただ一方で、在留資格の本来活動を行わずに専ら医療を受けている不適正事例があるというような指摘もあるわけでございますし、国籍によって差別することはあつてはならないと考えていますが、被保険者の支え合いで成り立っている国保の信頼を確保するために適正かつ厳格な資格管理というものは必要だというふうに思っておりますので、こうした通知制度、あるいは、今回の改正におきます、報告を求めることのできる対象の拡大というふうなものについて取り組むこととしております。

○尾辻委員 前は高額の限度額適用認定証、これだけだったんですけども、今回更にふえているわけです。そのような不適正な使用の事実があったのかどうかをお聞かせください。

○榊見政府参考人 御指摘の通知制度の試行的運用の結果ということで申し上げます。

平成三十年一月から五月までに市町村から地方入国管理局へ通知をした件数は二件ということ

ございます。これについて、地方入国管理局において在留資格の取消しがどうだったのかということとでいうと、在留資格の取消しは行われなかったというふうには市町村から報告を受けております。

○尾辻委員 試行的運用の取組状況、配付の資料の三ページ目の下のところですね、二件しかなかったということなんです。試行的運用で二件しかなかったものを、これはほとんど効果がなかったと私は思うんですね、なのに、なぜ、わざわざ今度また対象を広げて更に実行していくのかということが私にはよくわかりません。

まず、この通知制度をしてほしいと法務省から要請があったのでしょうか、法務省の方にお聞きします。

○丸山政府参考人 お答えいたします。

御指摘の通知制度につきましては、国民健康保険の資格管理、適正化のため、厚生労働省から法務省への要請をいただき、運用しているところでございます。

○尾辻委員 そうなんです。

これは法務省から要請があったというならまだわかりますよ、協力していきましょう。なのに、何で厚生労働省がわざわざ自分たちから取締りをやらせてくださいみたいなことをやるんでしょうか。それって厚生労働省の役割ですか。入国管理の役割は法務省、医療を必要な方々に、適切な医療が受けられるように保障していくのが厚生労働省の役割だと思うんですよ。

ですから、本当に、私は、一体何をやっているのかということ、驚きを禁じ得ません。

ちよつとこの内容の方を聞いていきますけれども、これは通知にありますけれども、この調査をすることや、相手方、窓口に来た外国の方に、あなたは何で来たんですか、在留資格は何ですかというふうに聞くというのは、これは任意だということではまずいいですか。

○樽見政府参考人 御指摘のように、任意でございます。

○尾辻委員 それは任意だというのはどこに書かれているんでしょうか。

○樽見政府参考人 文書上任意であるというふうに書いてあるわけではないのでありますけれども、そうしなかったときに強制措置とか罰則とかそういうことがついていてはならないという構成になつていてということでございます。

○尾辻委員 自治体の職員は、でも、こんなの来たらやらなきゃいけないと思えますよね、どこにもそんなこと、任意だということを書いていないんですから。自治体の職員が任意だとわからなかったら、それは聞かれた相手も、職員から聞かれてはいるんだから答えなきゃいけないと思えますよね。どこかに任意であるということはしつかり周知しなければいけないんじゃないですか。

○樽見政府参考人 自治体の職員への、こういう仕組みについて説明をしたり周知徹底をするという機会がありますので、そういうところで、今の御指摘を踏まえてどういふことができるかということを考えていきたいと思えます。

○尾辻委員 しつかりと、これだけだったら、あつ、これはやるんだ、やらなきゃいけないと自治

体の職員は思いますよ。なので、しつかりと、これは任意なんだということをお知らせするなり一度通知を出すなり説明をするなり、どこかでわかるようにしてください。

ちなみに、これは任意だということですから、窓口で、いや、私はただ単に国民健康保険の例えは高額療養とか出産一時金の支給申請をやっているだけで、ここでそういうことを調べて、任意なので私はやる必要ありませんよということ調べて、任意をお断りした場合、この人の給付は制限されるのかどうか、確かめたいと思います。

○樽見政府参考人 被保険者の方からの回答の有無によつて給付制限を行うというものではありません。

○尾辻委員 このこともしつかりとわかるようにしていただきたいと思えます。

本当にこれは不思議な文書でして、前回も試行的運用のときにも言いましたけれども、例で書かれているのが、地方入国管理局に提出された書類が偽造だと判明した。窓口で、どうやって偽造だと国民健康保険の窓口の職員がわかるんでしょうか。在留資格が留学であるにもかかわらず通学していないということがどうやってわかるのか。例示ですからね、これは。在留資格が経営・管理の経営者であるにもかかわらず給与所得を得ている又は税申告がある、これをどうやって国民健康保険の窓口の職員、最近では派遣の職員も民間委託でふえていますから、どうやって調べていくんでしょうか。

○樽見政府参考人 具体的なその判断は各市町村

でお願いをするわけでありませうけれども、市町村職員の推測というようなことを許しているわけではなくて、各市町村において、本人からの聞き取り、あるいはその他の資料、例えば市町村の中で税の関係とかそういうようなことについては材料があると思いますけれども、そうしたところから把握をした具体的な事実関係等に基づいて行っているものというふうに承知をしています。

○尾辻委員　こんなことを調査していいんですか、国民健康保険の窓口の人が。

○樽見政府参考人　先ほど申し上げましたとおり、まさに被保険者みなで支える保険制度でございますので、資格の管理の適正ということについてはやはり制度の信頼を得るという意味で重要なことだとこのように思っているわけでございます。

国民健康保険法におきましては、市町村は、被保険者の資格等に関して必要があると認めるときは、被保険者に対して聞き取りを行うことができるといふふうに現行法はなっております。したがって、こういうことに基づいて聞き取りを行っているということでございます。

○尾辻委員　これって、結局、外国から来られて国民健康保険になる方はみんな不正をしているんじゃないかということで、調べなさいと言っているのと一緒なんです。どこが外国人との共生の政策なのかということなんです。

もともと、前も言いましたけれども、労働で来られている方は被用者保険に入るわけで、国民健康保険に本来であれば入らない人たちもいっぱいいるのに、労働者側の雇用者が被用者保険に入れ

ていない場合もあるわけです。なので、こつちの水際対策ばかりやっているように私には思えます。こういうことをやることによつて、外国人の被保険者がまるで常習的に不正を働いているというような偏見の拡大とか、診療抑制とか給付制限、給付金の請求を控えるなんということが私は起こり得ると思うんです。これについての対応策を、大臣、お答えください。

○根本国務大臣　既に樽見局長からお話がありました。したが、国保制度はお互いの支え合い、そして制度への信頼、これが私は大それたと思っております。国保制度において、適正な在留資格を有して日本国内に住所を有する者を被保険者としており、医療滞在ビザの者等は適用除外としております。

その意味で、市町村から入国管理局に対する通知の仕組み、これについては、国保制度の被保険者資格を踏まえて、適正な資格管理を確保するという観点から行っているものであります。

これは、市町村において、外国人被保険者に対し一律に対応するものではなくて、あくまでも在留資格の本来活動を行っていない可能性があると考えられる場合に個別に聞き取りを行い、通知をするものであります。国籍による差別にならないことが当然であつて、引き続き、国保の適正な利用に向けて取り組んでいきたいと考えています。

○尾辻委員　しっかりと任意であることを周知していたら、こういうふうには抑制になつたり偏見を拡大するようなことを厚労省がこれ以上やらないようにお願いを申し上げます。

次に、窓口における成り済まし対策の方を確認

していきたいと思います。

これも総合的対応策のところであるわけですが、これも他人の被保険者証を流用する成り済ましですけれども、これを、医療機関が必要と判断する場合は、被保険者証とともに本人確認書類の提示を求められることができるよう必要な対応を行うというふうな今回はなっております。

そのときに、ここに書かれているように、その際、本人確認書類が提示されないことをもつて保険給付を否定する取扱いはしないこととするということですので、答弁の中で検討ということをおられたかと思ひます。

これは、何か通知を出されるということですか。○樽見政府参考人　いわゆる成り済まし対策、他人の保険証を流用して医療機関を受診するということでもありますけれども、これはいいですか、これもいいですか、公的医療保険制度への信頼あるいは安全な医療を確保するという観点から、適切な対策を実施していく必要があるというふうな考えているところでございます。

昨年末に取りまとめられた総合的対応策を踏まえまして、医療機関が必要と判断する場合に、被保険者証とともに本人確認書類の提示を求めるところができる旨の通知を发出するというところで、今検討しているところでございます。

これは国籍を問わず発生する問題でございますので、外国人だからどうということではなくて、本人確認を行う際に、外国人、日本人にかかわらず、必要があれば実施をするということについて、その通知の中でも示していくことを考えて

いるところでございます。

○尾辻委員 病院の窓口で、この人には本人確認書類は必要だという判断は、何を基準に行われることになるんでしょう。

○樽見政府参考人 ちよつと具体的に、例えばというところで、なかなか、今思いついてあれなんですけれども、結局、医療機関に来てかかりたいということなんですけれども、例えば、今まで何度かかかって来ているんだけど、それとどうも挙動が違うとか、あるいは、診察券を持っていないはずなんですけれども診察券を持っていない、その理由について説明を求めるとちゃんと答えられないとか、ちよつといろいろなケースがあると思いますけれども、まさに、誰に対してもやるというようなことではなくて、やはり疑わしいケースということについて行うということでございます。**○尾辻委員** いや、今明確なお答えがなかったと思うんです。

だから、どういうときに必要だと判断するのか、これは非常に大事なところで、そうしないと、みんな同じ保険料を払って健康保険証を持っている人に対して健康保険証だけじゃだめだよというわけですから、この判断は非常に今問題だと思えますよ。

もう一回聞きますけれども、じゃ、どういう書類でもって本人確認書類を求めめるのか。何を出せというんですか。

○樽見政府参考人 例えば、外国人ということでありますと、在留カードあるいはパスポートということがすぐ思い浮かぶわけでございますけれども

も、日本人について、今まで、例えば郵便局で、本人限定受取郵便というところでもんなものを確認しているかということだと思いますと、運転免許証、パスポートあるいはマイナンバーカードということが位置づけられておりますほか、複数の書類の組合せで本人確認が可能ということで、保険証、年金手帳あるいは学生証といったようなものが位置づけられているところでございます。

したがって、同様のことを行っていくということを考えているところでございます。

○尾辻委員 私は、これは本当に、医療が必要な外国人の方がこの成り済まし対策によって狙い撃ちされて医療を断られるんじゃないかというような懸念をしております。そして、平等原則から外れていると思うんです。

ちよつと時間がないので、このことを言いたいんですけれども、添付資料の四ページ目に、ある病院の、外国人の方へというところで、持ってきました。

これは、もとはちよつと文章が違ったんですね。とりあえず「外国人の方は、診療申込みの際に在留カードと健康保険証の確認をさせていただきます。」と。「在留資格が確認できない場合、「これは最初、受診をお断りさせていただきます」というふうにされていたんですね。どうも、つい最近、このように、「受診をお断りすることがありますので、ご了承ください。」ということになりました。

在留カードがないと受診をお断りするということは、これはいいんでしょうか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

医師法におきましては、医師の診療に應ずる義務というものが第十九条に規定をされておりまして、当該義務の有無を判断するに当たりましては、正当な事由の有無を個々の事由に即して具体的に検討することが必要となつてございます。

と申しますのは、今申し上げました第十九条、「診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」という規定でございます。

その上で、一般的には、今御質問がございました、単に在留カードを確認できないことのみを理由として診療を拒むことはできないと考えております。

○尾辻委員 診察の際に、在留カードと健康保険証を見せろというふうに求めることについてはどうでしょうか。

○樽見政府参考人 保険診療を受けるためにまさに保険証の提示を求めているわけでありまして、それとともに、いわば在留カードというのが本人確認のためということであれば、診療自体というよりも、保険診療するかどうかということであるというところを求めるといふことはあるというふうに思います。

○尾辻委員 じゃ、それを出せない場合に、うちは、例えばほかの病院でもあるんですよ、在留資格証と健康保険証の確認をさせてもらおうというふうに書いてあって、それがなかった場合はお断りする場合がありますので御了承願います、これはほかの病院でもあるんですね。これは許されるんです

ようか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

重ねて先ほどを申し上げることになりますが、医師法第十九条の規定に基づく正当な事由というもの個々の事例に即して具体的に検討することが必要であると思いますが、その上で、一般的に、今御質問いただいたようなことのみを理由として診療を受けさせないということについて行うことは医師法十九条に反するものと解すると思えます。その上で、先ほど保険局の方から答弁がありましたように、保険診療というものの形につきましては、別途、保険診療としてのルールに基づいての手続があるものというふうに理解をさせていただきます。

○尾辻委員 窓口に行った外国人の方が、診療を求めるということと窓口で出してくれという違いがわかるとは私は思えないですね。結局、こういうことをして、たくさん外国の方がこれから来られるのに、病院は排除しているんじゃないかという疑いを持たれると思うので、ここについてもしっかりと、通知の部分、成り済ましが外国人を狙い撃ちにするようなものにならないように対処していただきたいと思えます。

時間が来ましたので、以上とさせていただきます。ありがとうございます。